

令和5年第1回安城市議会臨時会

議案書

(令和5年5月11日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
承 認 第 1 号	専決処分について（安城市税条例の一部を改正する条例）	1
承 認 第 2 号	専決処分について（安城市都市計画税条例の一部を改正する条例）	5
第 3 7 号 議 案	令和5年度安城市一般会計補正予算（第1号）について	別冊
第 3 8 号 議 案	工事請負契約の締結について（さくのこども園中規模改修ほか主体工事）【説明書参照】	7
第 3 9 号 議 案	工事請負契約の締結について（安城北部こども園中規模改修ほか主体工事）【説明書参照】	9
第 4 0 号 議 案	工事請負契約の締結について（桜林小学校校舎改修第2期主体工事）【説明書参照】	1 1
第 4 1 号 議 案	工事請負契約の締結について（祥南小学校校舎改修第2期主体工事）【説明書参照】	1 3
第 4 2 号 議 案	工事請負契約の締結について（安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備工事）	1 5
第 4 3 号 議 案	財産の取得について（教職員用パソコンの更新）【説明書参照】	1 7
第 4 4 号 議 案	財産の取得について（安城市南部学校給食共同調理場の厨房設備の更新）【説明書参照】	1 9
第 4 5 号 議 案	損害賠償の額の決定及び和解について	2 1
同 意 第 3 号	監査委員の選任について【説明書参照】	2 3

承認第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和5年5月11日提出

安城市長 三星元人

安城市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

安城市長 三星元人

安城市条例第20号

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第44条中「又は」を「若しくは第5号の15の2様式又は」に、「によって」を「により」に改める。

第46条第1項及び第5項並びに第48条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第90条第1項及び第5項並びに第93条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14

項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第18項を削る。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 次項に定めるものを除き、改正後の安城市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（

以下「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和5年5月11日提出

安城市長 三星元人

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

安城市長 三星元人

安城市条例第21号

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例

安城市都市計画税条例（昭和44年条例第20号）の一部を次のように改正する。
附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第16項中「第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで若しくは第40項」を「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで若しくは第39項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の安城市都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第38号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年5月11日提出

安城市長 三星元人

記

- 1 契約の目的 さくのこども園中規模改修ほか主体工事
- 2 工事の場所 安城市篠目町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建
 - (2) 内容
 - ア 外部保全改修 建具 屋根 外壁ほか
 - イ 内部改修 保育室 遊戯室 トイレほか
 - ウ 外構改修 駐車場
- 4 契約金額 金174,570,000円
- 5 契約の相手方 安城市大東町3番3号
株式会社鳥居工務店
代表取締役 立山貴也
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第39号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年5月11日提出

安城市長 三星元人

記

- 1 契約の目的 安城北部こども園中規模改修ほか主体工事
- 2 工事の場所 安城市大東町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造2階建
 - (2) 内容
 - ア 内部改修 保育室 遊戯室 トイレほか
 - イ 外部保全改修 建具 外壁ほか
 - ウ 外構改修 駐車場 正門ほか
 - エ 小荷物専用昇降機改修
- 4 契約金額 金160,050,000円
- 5 契約の相手方 安城市末広町8番4号
株式会社丸山組
代表取締役 鈴木文三郎
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第40号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年5月11日提出

安城市長 三星元人

記

- 1 契約の目的 桜林小学校校舎改修第2期主体工事
- 2 工事の場所 安城市桜井町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造4階建
 - (2) 内容
 - ア 昇降機棟増築
 - イ 内部改修 昇降口 廊下 教室ほか
 - ウ 外部保全改修
- 4 契約金額 金302,500,000円
- 5 契約の相手方 安城市横山町寺田35番地4
株式会社ナルセコーポレーション
代表取締役 成瀬日出登
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第41号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年5月11日提出

安城市長 三星元人

記

- 1 契約の目的 祥南小学校校舎改修第2期主体工事
- 2 工事の場所 安城市安城町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造3階建
 - (2) 内容
 - ア 内部改修 昇降口 廊下 教室ほか
 - イ 昇降機棟増築
 - ウ 外構改修
- 4 契約金額 金159,500,000円
- 5 契約の相手方 安城市三河安城南町一丁目11番地10
植村産業株式会社
代表取締役 植村真一
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第42号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年5月11日提出

安城市長 三星元人

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市根崎町地内 |
| 3 契約工事の概要 | 排ガス処理設備 給排水設備 燃焼ガス冷却設備ほか |
| 4 契約金額 | 金379,500,000円 |
| 5 契約の相手方 | 名古屋市中区新栄二丁目1番9号
荏原環境プラント株式会社中部支店
支店長 内田 信行 |
| 6 契約の方法 | 随意契約 |

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第43号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和5年5月11日提出

安城市長 三星元人

記

- 1 取得の目的 教職員用パソコンの更新
- 2 取得する財産
 - (1) 種類 ノートブック型パソコン
 - (2) 数量 1,350台
- 3 契約金額 金204,705,050円
- 4 契約の相手方 名古屋市中区新栄一丁目5番8号
富士電機ITソリューション株式会社中部事業本部
本部長 池田憲一
- 5 契約の方法 条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。

第44号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和5年5月11日提出

安城市長 三星元人

記

- 1 取得の目的 安城市南部学校給食共同調理場の厨房設備の更新
- 2 取得する財産
 - (1) 種類 食器洗浄機器
 - (2) 数量 一式
- 3 契約金額 金81,796,000円
- 4 契約の相手方 安城市今本町二丁目1番19号
株式会社厨林堂安城営業所
所長 寺部 諒
- 5 契約の方法 条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。

第45号議案

損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

令和5年5月11日提出

安城市長 三星元人

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 損害賠償額 | 金1,137,501円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 令和4年10月25日 午前7時33分頃 |
| (2) 発生場所 | 安城市里町地内 |
| (3) 経過 | 上記地内の市道において、相手方車両が路肩に寄せたところ、植樹帯から路肩にせり出した街路樹の幹に接触したもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 荷台の損傷 |
| 4 過失割合 | 安城市30パーセント 相手方70パーセント |

－提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、必要があるため。

同意第3号

監査委員の選任について

令和5年4月30日をもって監査委員野場慶徳が任期満了となったので、後任として次の者を選任したい。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年5月11日提出

安城市長 三星元人

記

安城市和泉町

住所地番非公表

法 福 洋 子

生年月日非公表